

仕 様 書

1 件名

令和8年度美作県民局荷物運送及び信書便物送達業務（単価契約）

2 業務内容等

(1) 種別

- ・荷物（20kg以内）の運送
- ・信書便物（長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、または重量が4kgを超える信書便物で、20kg以内）の送達

(2) 発送地域

- ・岡山県庁
- ・岡山県美作県民局真庭地域事務所及び勝英地域事務所
- ・美作県民局管内の市町村役場 ※定期発送先については、別紙参照のこと。
- ・岡山県内（離島を除く。）

(3) 予定数量

別紙のとおり（ただし、実際の数量を保証するものではないので注意すること。）

(4) 集荷、配達に係る留意事項

- ・集荷場所は、原則、美作県民局第1庁舎本館2階総務課（津山市山下53）とする。
- ・集荷時間は、原則、15：00～16：00とする。（閉庁日は除く。）
- ・配達は翌日とする。（閉庁日前日の集荷分は除く。）
- ・岡山県庁への配達は、岡山県庁地下1階文書整理室まで持ち込むこと。
- ・発送票（荷送人、荷受人が印字されたもの）は運送業者が用意し、必要に応じて無償で提供すること。
- ・信書便物の送達に使用する専用の袋（小包袋）は、美作県民局が用意する。

3 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 単価料金

種別ごとに消費税を除く単価を記入すること。

5 その他

- ・料金は毎月1日から末日までをとりまとめて請求書を作成し、請求するものとする。
- ・支払いは適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- ・業者決定に当たっては、契約希望単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に年間予定数量を乗じた総価で決定する。

(別紙)

○定期発送宛先一覧

宛先	発送日	住所 (令和8年3月2日時点)
岡山県庁	毎日(月～金)	岡山市北区内山下2-4-6
美作県民局真庭地域事務所	火・木	真庭市勝山591
美作県民局勝英地域事務所	火・木	美作市入田291-2
津山市役所	火・木	津山市山北520
真庭市役所	火・木	真庭市久世2927-2
美作市役所 (※)	火・木	美作市美来1番地
新庄村役場	火・木	真庭郡新庄村2008-1
鏡野町役場	火・木	苫田郡鏡野町竹田660
勝央町役場	火・木	勝田郡勝央町勝間田201
奈義町役場	火・木	勝田郡奈義町豊沢306-1
西粟倉村役場	火・木	英田郡西粟倉村大字影石33-1
久米南町役場	火・木	久米郡久米南町下弓削502-1
美咲町役場 (※)	火・木	久米郡美咲町原田2144-1

○年間予定数量

種別 (宛先)	数量
特定信書便 (岡山県庁)	241
特定信書便 (地域事務所/市町村)	1,140
荷物	241

※年間開庁日数を241日(令和8年4月1日～令和9年3月31日)としている。

※実際の数量を保証するものではない。